

平成 26 年度  
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

【日時】 平成 26 年 8 月 29 日（金）18 時 30 分～19 時 45 分

【場所】 北広島市役所本庁舎 2 階会議室

【出席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

福与委員、只石委員、斉藤委員、吉川委員、中川委員、新見委員、渡辺委員、  
矢崎委員、杉村委員

◇事務局

徳村保健福祉部次長、福島児童家庭課長、富田児童家庭課主査、加藤児童家庭課主任

【欠席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

中川委員、堀委員

【傍聴者】 1 名

- 会 長                    第 2 回子どもの権利推進委員会を開会いたします。  
                              それでは次第の 2 権利体系ごとの施策の方向について、前回の意見の  
                              中で出てきた修正点を事務局から報告をお願いします。
- 事務局                    それでは私の方からご報告をいたします。  
                              まず、前回の意見等による修正につきまして、「2 守り、守られる施策  
                              の推進」(9) 障がいのところがございますけれども、前回、障がい者の  
                              社会参加促進ということでお話がありまして、障害者差別解消法がで  
                              けるといところもございますので、その部分についてここに追加させて  
                              いただいております。障害者差別解消法につきましては、平成 28 年 4 月  
                              1 日施行ということで、まだ国の方から細かい内容が来ていない状況に  
                              なっております。細かい点が出てくれば、その部分も反映した形でロー  
                              リングをかけていくことになろうかと思っておりますけれども、今回につま  
                              ましては今出ているアウトラインの部分で書かせていただいているとい  
                              うことで、よろしくお願いたします。  
                              次に「3 健やかに育つ施策の推進」(3)文化・芸術・スポーツ及び自然  
                              に親しむ事業の展開の中に、前回お話のありました日本の文化伝統とい

## 平成 26 年度 第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

うところで、小中学校の武道や琴など日本の文化や伝統に親しみ、理解と愛着を持てるようにするという項目を入れさせていただいております。学習指導要領で、書写、毛筆ですね、それからそろばん、あるいはわらべうた、民謡などの日本の文化等に親しむ機会というのが入っておりますけれども、近年、和楽器、伝統芸能や武道が加わったことから、今回項目として入れさせていただいたところです。北広島市につきましては、武道については空手を行っておりますし、和楽器については琴を行っております。

それから現在、総合計画の推進計画というのを策定しておりますので、こちら毎年見直しをかけてローリングしておりますので、その中で項目の内容等変更となるものがありましたら、細かい部分についても反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから前回ご質問があった事項が何点か積み残しになっておりますので、お話をさせていただきます。

まず学力テストの関係ですが、新聞報道等でもありましたけれども、現在教育委員会においてまだ扱いが決まっていないとのことで、委員会の会議に諮って決定することとなります。今回のご意見につきましては、担当には伝えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから CAP ですけれども、今学校単位で導入を判断して、当市においても一部の学校で取り組んでおります。教育委員会では、校長会に対して情報提供を行っているところであります。プログラム内容は、教育委員会としては詳細に承知していないところもありますので、そういう部分については情報をいただきたいということでのお話がありました。

学校へ公的に広く実施していく教育プログラムにつきましては、通常であれば国や道が市町村に導入しやすいように資料等を提供して、研修機会を提供するなど実施体制が図られることが望ましいと考えているので、今後そういう教育プログラムが研究され、一般化されることを望んでいるというお話があったところです。教育委員会の方でもなかなか情報が入りにくいということもお話がありましたので、もしそういう形で情報提供をいただく機会がありましたら、よろしくお願いいたします。

以上が前回のお話ご意見等によります修正の内容と質問に対する回答ということになります。よろしくお願いいたします。

○会 長

それでは事務局の方から、前回の質問事項「2 守り守られる施策の推進」の障がいのある子どもに対する社会参加の促進について、先ほど報告あ

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

りましたように障害者差別法が 28 年の 4 月からスタートするという  
ことですので、それまでは現行で対応していくということです。

それから「3 健やかに育つ施策の推進」(3)小・中学校教育振興という  
ところで、中学校については各学校で、空手と琴を日本文化の伝統とい  
うことで学習をしていくというお話がありました。

さらに、質問事項の中に学力テストの結果と CAP のことについて報告  
がありましたけれども、委員のみなさんから今の報告があったことにつ  
いて、質問等があればお願いいたします。

○A 委員                    一点、文化・芸術・自然に親しむ事業の展開の部分で、学習の中で武  
道や琴と説明があったのですが、琴に限定した理由があるのかどうか。  
たまたま琴をやっているところは多いのですけれども、学習指導要領の  
中での文言としては和楽器ということで、実際過去に例えば鼓や三味線  
などもやったこともございますし、全道的な中では和太鼓なども行って  
います。例示なので限定してということにはならないと思うのですが、  
琴というふうに限定するということはどうかと思いました。

○会 長                    そのことについて事務局お願いいたします。

○事務局                    教育委員会の担当の方で文章を考えていただいたのですが、中学校で  
和楽器については 3 年間 1 種類以上という学習指導要領になっておりま  
して、小学校の 5、6 年で、琴や尺八も含めたわが国の音楽の楽曲の鑑賞  
というのが入っておりますので、その部分につきましては琴も入って  
くるのかなと捉えております。実際確かにやられているのは琴が多いの  
であって、教育委員会の方でも琴のリース等をしながら各学校に回して  
いくとか、あるいは空手も胴着や畳を用意しながらやっていると聞いてお  
りますけれども、そういう形でご理解いただきたいと思います。

○会 長                    はい、B 委員お願いいたします。

○B 委員                    今のお答えの形を文章にするのであれば、「武道や琴」ではなくて「空  
手や琴」などとなるでしょうし、A 委員からお話のあった考え方とい  
うことになれば「武道や和楽器」となるのではないのでしょうか。

○会 長                    いかがですか。

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

- 事務局            わかりました。こちらの方は「和楽器」というふうに修正させていただきたいと思います。
- 会 長            そうすると「武道や和楽器」という形に修正されるということで、よろしいですね。  
                          あと他はありますか。C委員お願いいたします。
- C委員            先ほど、CAP の件で回答がありましたけれども、教育委員会の方で情報が入りにくくなっているということで説明を受けたのですが、9年ほど前に PTA の委員をしております、その時に市の PTA の研修会に講師としていらっしゃっているので、情報が入りにくいということはないと思いますし、子どもの権利条例の検討委員会で子ども会議のときにも子ども会議を主導していただいた方ですので、その情報が入りにくいという意味がちょっと理解できなかったもので、お願いいたします。
- 会 長            事務局からお願いいたします。
- 事務局            詳細につきましては、教育委員会の青少年課の方で書いていただいた内容ですので、こちらではわかりかねる部分はあるのですが、学校全体で取り組んでいくためにはプログラムとして一般化したものが必要だということで、一般化した内容について国等から示されていることが望ましいので、教育委員会としてはそういう情報が欲しいという話でした。
- C委員            CAP については、国でやっているものではなく、アメリカで開発されたプログラムを日本に持ってきたもので、国がどうこうという問題ではないのですが。
- 会 長            事務局お願いいたします。
- 事務局            青少年課の方で、全部の学校で公的に広く実施するためには、市町村が導入しやすいように、全体の資料として提供をいただける実施体制のものが公に提供されるというのが、一番やりやすいのではというお話だったので。



**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

とり親家庭等の親子に対する支援のところの事務事業名なのですが、母子自立支援相談事業となっています。これは内容としてはひとり親家庭の生活相談、就業相談などということで、母子に限らず父子家庭も含まれると思いますが、この事務事業名は国で決まった事業名なのか、北広島市で変えられる事業名なのか、母子と入っているのが気になりました。

○会 長                   事務局お願いいたします。

○事務局                   根拠法令が母子及び寡婦福祉法という法律なのですが、今年の 4 月に改正になりまして、このあと施行になりますが、こちらが母子及び父子並びに寡婦福祉法と改正になりますので、事業名についてはそれに合わせて変えていくということで考えております。

○会 長                   以前は母子というのは母子家庭だけというような解釈でしたけれども、法改正で父子も含むとなりました。ですから事業名がこういう形になっているのが、今お話あったように父子もこれから含まれるという法律に変わっていくということです。後は全体を通して何かご意見ございますか。

○C 委員                   「3 健やかに育つ施策の推進」(6)になりますけれども、安心できる居場所が確保されることということで、学童クラブの運営など小学生の居場所は提示されていますが、現実問題として中高生の居場所がありませんということで、居場所の提供、居場所作りの推進方法など北広島での政策が必要と思います。また、大人に対して、親だけではなくて子どもの施設職員に居場所が果たす意義の理解を促す研修や学習会の機会、情報の提供なども必要ではないでしょうか。

○事務局                   児童センターにつきましては、児童福祉法における児童厚生施設になりますので、18 歳未満の方々ほどなたでもお使いいただけます。実際、輪厚児童センターでは中高生が結構使っておりますし、18 歳以上の方も、イベントのボランティアとして参加していただいて、皆さんお越しいただいております。ですので、そういう意味では中高生の方がお越しいただいて居場所として活動をされている内容になっております。

もう一つ研修の機会ですけれども、児童センターにいる職員は、児童

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

の遊びを指導する者という形で法令に規定されておりますけれども、こちらについては専門研修等を受けまして、必要な資格を持った職員が入っております。毎年必要な研修につきましては、その内容に応じて受けさせて、よりスキルアップを図っておりますので、そういった中でお子さんに対応していくということです。

○会 長                    よろしいですか。

○C委員                    同じく(6)ですけれども、不登校児童生徒への適応指導や保護者への支援の項目がありまして、みらい塾に来ている生徒以外でもひきこもり、ニート、みらい塾を辞めた子への継続的な関わりやしくみ、対策が必要と考えていますけれども、そちらの方は特に項目が作られていません。条例では全ての子どもがかけがえのない存在ということで、漏れている子どもにも必要な支援の手が差し伸べられるような関わり、項目が必要ではないかと思いましたが、そちらに関してお願いします。

○会 長                    事務局お願いいたします。

○事務局                    スクールソーシャルワーカーは教育相談員と兼務しておりますけれども、相談件数としては年間 100 件超の相談を受けておりますが、その中で幅広い年齢、親御さんも含めて対応しております。それから臨床心理士もおりますので、親御さんからも 400 件程度相談を受けているという状況です。また、適応指導教室に来られている方の他、そこに來ることができないお子さんも結構いらっしゃるものですから、訪問相談員、若い方を家庭に派遣しまして、遊び相手、話し相手になるような面談や家庭訪問による相談支援と入っているのはその部分だにご理解ください。

○会 長                    ちなみにスクールソーシャルワーカーとおっしゃるのは、北広島には配置されているのですか。何人いらっしゃいますか。社会福祉士の資格を持っている方なのですか。

○事務局                    詳細については、調べてお答えいたします。

○会 長                    他にありませんか。

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

- C委員           そうしましたら、ここの文言を変えていただきたいと思うのですけれども、学校や家庭の問題で悩んでいる児童生徒及びその保護者を対象にということで、児童生徒と保護者でなければ相談、家庭訪問を受けられないのかというふうに思えるのですよね。先ほど言ったように例えばみらい塾を辞めたお子さんとか。
- 事務局           当然学籍があれば、学校には所属しておりますが、学校に来られないというお子さんになりますので、そういう方は派遣をしてお話しを聞いてという形になります。
- C委員           子どもの規定が 18 歳までですので、15 歳過ぎてやめてしまった子どもが入ると思います。
- 事務局           こちらですね、生徒という記載が 18 歳未満という形になりますので、児童生徒の部分を変更して記載させていただくということでもよろしいですか。実際には福祉の面での支援も行っておりますので、例えばある程度生活に支障があって学校に行けないようなお子さんについては、福祉の方で支援をしながらという部分もありますし、その辺、両方の場面でやっているところがありますので、ここは修正させていただきたいと思います。
- 会 長           今のC委員の質問(6)ですね。2 つ目の取り組みのところにあります児童生徒の部分を変更するという点でもよろしいですか。他ございますか。
- C委員           前回委員の方々の意見をお聞きして、子どもの声を聞く機会については賛同していただいたということで、アンケートを作っていたのではと思います。どうもありがとうございます。それで、アンケートの作成と、子どもが求めているものを知る意見交換会なんかもさせていただきたいなということで、前回意見を出させていただいたのですけれども、ちょうど今回いただいた資料の中に子ども会議のことが入っていませんでした。条例の 16 条で子ども会議の開催など、子どもが意見を表明し参加する機会を設けるように努めるものとしますという文言があるのですけれども、そこにも繋がってくるのかなと思ひまして、例えば、今児童センターが広葉小学校跡に新しくできて、子ども達が通っているようなのですけれども、そこにできた場所の使い方ですね。大人の意見だけで

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

はなくて、子どもたちがどんな場所や物が欲しいのか、そういう具体的な利用者の意見を求めたりすれば、堅苦しい子ども会議というよりは子どもの意見を求められる場所になるのではないかと思います。

○事務局           ただいまお話のあった北広島団地児童センターがオープンするにあたりまして、お子さんからどんな遊びがしたいか、どんな遊具が欲しいかというアンケートをしております。それに基づいて遊具を整備して今回オープンしたというのが児童センターの状況です。まだ始まったばかりですので、色々な物が不足しているということもありますので、その際もお子さんの意見を聞きながら、考えていきたいと思っております。

                    その他の子ども会議ですけれども、条例の規定上はあくまで例示規定で、等の方法によりという形になっておりますので、そういう意味では中身のあるものにしていかなければならないと前回お話をさせていただいたのですが、その関係につきましては、次の 4 番のところでお話させていただこうということで次第に書いてございますので、そちらの方でお話させていただきます。

○会 長           4 番の項目にアンケートのことがありますので、その時にまたお話をさせていただくということによろしいでしょうか。

○C 委員           その時に子ども会議の項目もあるということでしょうか。

○会 長           そういう関連したことを事務局からお話されるのですね。

○C 委員           居場所のところに入ると思うのですがけれども、第 2 回定例議会で田辺議員から子どもの遊び場についての質問がありました。その中で、プレイパーク、野外の遊び場のことを質問されておまして、子ども子育て支援事業計画の中で検討していくということでお話がありましたけれども、こちらの推進計画の方には入らないのでしょうか。

○会 長           事務局お願いします。

○事務局           確か議会の答弁では、恵庭で行っている市民提案事業として行ったものに対して、市はどのようなふうにお手伝いしているかというお話とお伺いしていますので、市民の方からそういうようなご提案があった場合に

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

は市としてどういうふうに受け止めるか考えていくという答弁をさせていただいたというふうに記憶しています。

○C委員            それでは、せっかく北広島にはレクの森もありますし、居場所、遊び場という中で、そういう機会を設けるなり項目の中に入れていただきたいと思うのですけれども、北広島としての特色の一つになるのではないのでしょうか。

○会 長            はい、事務局お願いいたします。

○事務局            レクの森につきましては、国有林を借りて使っている場所ですので、なかなか現状の変更というのは難しい部分が出てくると思いますけれども、提案があった段階でどこが使えるとか、そういう部分も含めて検討していくことになるのかなというふうに考えております。

○C委員            今、提案したから考えるということですか。

○事務局            いえ、具体的にどういうものをやりたいかという提案が来たときに、それに合う部分を探しながら考えていくという話になると思います。

○事務局            補足させていただきます。遊び場という項目について田辺議員の方からご質問があったのですが、今の次世代の計画の中に遊び場という項目がありませんでした。それで、特色あるものについて計画を作っていたきたいというご質問でしたので、子ども子育て会議の中で検討しますというお答えをしております。プレイパークについての意見もありましたが、子どもの遊び場の提供について、項目を起こして考えてくださいという内容の提案がございました。

○C委員            この中には項目はないのですか。今回そのレクの森とかそういうものとしては、この中には入ってこないということですね。

○事務局            今回議会でお話させていただいているのは、次世代推進法が今年度で計画が一度終わるのですけれども、来年度以降に子ども子育て支援計画というものができますので、その中で今までの次世代法でこういう項目が出ていなかったの、遊びの項目を取り入れてくださいというご質問

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

だったのです。

○会 長            よろしいですか。それでは権利体系のところにつきましてはこの形でよろしいでしょうか。あとは若干、次回の委員会で確かめなければならないことも出ましたが。

○B委員            しつこく聞くようで申し訳ないのですが、今C委員が言われている遊びのことで、こちらに対応するところがこの項目のどこの欄に書かれているのか、ちょっと見方が悪いのか確認できないので、その子どもの遊び場を提供するという子どもの権利の中にそれが含まれるとすれば、ここに載ってきてもおかしくないのではないかという質問ですよね。それはどこにこの中のどこにあるのかということを確認したいです。

○会 長            事務局お願いいたします。

○事務局            「3 健やかに育つ施策の推進」(2)が遊ぶことを通して良好な人間関係を築くことということになっておりまして、この中に公園の整備ですとか、遊ぶ場としての児童センター等の施策が入っているという形になっております。

○会 長            よろしいでしょうか。

○事務局            今の子ども子育て会議の方の進捗状況をお話ししなければならないのですが、最初に教育保育の幼稚園保育園の計画をご審議いただいているところです。次世代の計画については、今後秋以降に審議する予定でおりまして、その中で遊び場の提供を項目として入れるべきだとなったときに、この部分についても変更になる場合があるということでもよろしいでしょうか。審議がまだ進んでいない部分がございます、そこで計画として取り込むべきだということになると、つけ加えがあるのかなというふうに考えております。

○会 長            他はよろしいですか。お願いします。

○D委員            子どもの権利条例の啓発の進捗状況を知りたいと思うのですが、人権擁護委員が市内の全小中学校で人権教育を行っています。それとタイアッ

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

プして子どもの人権、権利条例ということを啓発することは考えられてはいませんか。

○会 長           はい、事務局お願いいたします。

○事務局           そういう形でしていただけるというのは非常にありがたいことですので、ぜひさせていただきたいと思います。今私どもの方で行っているのは、最後の方にも出てきますが、イメージキャラクターの募集ということで載せさせていただいております。その他に、巡回相談を計画しております。どうしても市役所に直接を来るとするのは難しい方もいらっしゃるわけですから、相談員が各地域を回りまして、平日ではない日に相談の機会を設けようと動いております。そういう中で、権利に関する広報ですとか、あるいはお子さんと遊んでいる中でお子さんの悩みを聞くとか、そういう活動を計画しております。

○会 長           それでは本日 2 番目のところはよろしいでしょうか。では 3 番目の計画で推進する施策の体系についてということで説明をお願いいたします。

○事務局           今回、計画で推進する施策の体系という用紙をお配りしております。別紙のとおり体系化させていただきました。基本目標につきましては、前回質問がありましたけれども、前文の最後に最終目標として掲げております、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちというところを計画の目標として掲げまして、権利の体系として出させていただきました。その体系に基づいて各施策を推進していきたいという内容をご提案させていただきたいと思います。以上です。

○会 長           事務局の方から、この施策の体系について、子どもの権利条例の前文に書かれている、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちということで、施策について項目が書かれておりますけれども、このことについてよろしいですか。

                  では 4 番目の子どもの意見聴取について、実態・意識調査、アンケート調査についてと、その他についてお願いいたします。

○事務局           それでは両方あわせて説明させていただきます。

                  子どもの意見聴取について、前回アンケート調査をしますということ

## 平成 26 年度 第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

で概要をお話させていただきました。小学校 4 年生から 18 歳まで 1,000 名分のアンケートの調査を行いたいと考えております。内容につきまして、小学生用と中学生以上用ということでお配りしておりますが、札幌市で過去 2 回程同じような意識調査を行っており、そちらを参考として私どもの市に合うような形に直して作成しております。お子様ですので、なかなかたくさん分量を書いてということが難しいということもあると思いますので、分量については抑えさせていただいているというのが現状です。

その他ですけれども、子ども会議の話もありましたが、直接お子さんがいる場所へ行って、ご意見をお伺いするという機会も設けることができるよう関係機関に調整している最中です。正式にこういうお話でということが決まりましたら、それぞれの機関にお願いして、こちらから出向き、普段思っていること、困っていることのお話を聞かせていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いてアンケートの中身について説明させていただきます。小学生用と、中学生以上用ということで、アンケートの記載内容につきましてはほとんど一緒ですが、一部中学生の方は増えている部分があります。

現在の状況についてということで、各学年、あるいは学校に通っていない方もいらっしゃいますのでそういう形で丸をつけていただくということになっております。

お住まいの区域につきましては、小学校につきましては小学校区、中学校以上については、それぞれの住所を記載しておりますけれども、それぞれの校区のどこにお住まいかということで、これも丸をつけていただくということになっております。

それから一番ほっとでき、安心できる場所はどこでしょうかという質問、あるいは日頃の生活で何か困っていること、いやなこと、悩みごとがあるか、それを誰に相談するかというような内容で、中学生以上については自分のことについてどう思っているか、いわゆる自己肯定感があるかどうかという設問にさせていただいております。

それから体験については、この 1 年間でどういうふうな体験をしたかということで、地域等でどう触れ合っているか、前回も少しお話ししましたが、地域にお子さんが参加するための手引きのようなものをこちらで計画しておりますので、その辺りの設問を活かしながら、進めていきたいなと考えております。

次に市内の施設のどういうものを利用しているか、この辺りが先ほど

## 平成 26 年度 第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

の居場所とか遊び場所のところとつながるのかなと思いますが、そういう設問も入れております。

それから、保護者の中でどの方に一番お話をしているか、誰がよく分かってくれているか、保護者と話すときにどのような不満を感じているかというようなところを設問として入れさせていただいております。

その後、困ったときにどういうところに相談をしているか、子どもの権利の窓口を知っているかということを知らせていただきたいということと、どういうところであれば相談しようと思うかというところで質問を載せさせていただいているというところです。

それから子どもの権利につきまして、見たり聞いたりしたことがあるかという部分と、どういうところで見ているか、前回もお話したと思いますが去年 11 月に、高校生までのお子さんの手に渡るように権利のカードをお配りしております。あとは幼稚園とか保育園にはポスター等も貼らせていただいておりますので、そういう形で知ったというところがあれば、丸がつくのかなと思いますし、当然知らない方もいらっしゃると思います。

次が、自分の考えや思いがあるときにそれを言うことができるかという、意見表明権のところについての質問となっております。

次に広報啓発というところの意味もありますので、インターネットをどのように使っているかというところ、あるいは北広島市のホームページを見たことがあるかという設問が最後となっております。以前お話させていただいたとおり、メールや相談フォームによる相談も受けておりまして、実際に相談が来ておりますので、もう少し活用できるような形にしたいなというところでの設問になっております。以上で設問の項目としては終わりです。

○会 長                   今事務局の方から、アンケート調査についての項目、小学生、中学生以上でちょっと違いはあるかもしれませんが、大体基本的には同じような内容で作っているということです。これらのアンケートの項目を見まして、何かこんなことを足した方がいい等ありましたらお願いします。

○E委員                   内容の前に、確認をさせていただきたいと思います。事務局のほうでは十分配慮されていると思いますが、このアンケートは無作為にということですが、特別支援学級に通っているお子さんに渡るといったことはないのでしょうか。

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

- 会 長                   事務局お願いいたします。
- 事務局                   なかなかデータで抽出するとなると、こちらの方としても実態を把握しづらいところではあるのですが、そういうお子さんも、意見を表明していただけるとありがたいと思いますので、そういうことに限らず、広く意見を聞きたいなというところではあります。
- 会 長                   よろしいですか。
- C委員                   今のことに関連してなのですが、無作為に 1,000 人ということで、このアンケートは郵送されるのでしょうか。それとも学校から配付されるのか、どういう形で届くのでしょうか。
- 会 長                   はい、事務局お願いいたします。
- 事務局                   アンケートにつきましては、住民基本台帳から抽出したものを郵送でお送りして、返信用封筒を同封してという流れになります。アンケートの表面に書いていますが、一緒に入っている封筒に入れて返してくださいということです。
- 会 長                   よろしいですか。お願いします。
- B委員                   9 歳から 17 歳までの、アンケートの対象になっているお子さん達が全部で何名いるのかわからないのですが、その中から 1,000 人を無作為で抽出してアンケートを取るとするのはどういう理由なのでしょう。なぜ全体から取らないのかというのがまず思ったことです。ものすごい数になって、作業量ということなのであればその辺もわからなくはありませんけれども、何か理由があるのであれば教えてください。
- 会 長                   はい、事務局お願いいたします。
- 事務局                   1,000 人という形で取らせていただくのは、統計的に、期待値というのがあるのですが、そちらが有意な数になるように取らせていただくということで、回答率が多少低くても統計的にこの数を取れば有意に

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

なるという数字を見込んでいるというところです。

○会 長                    よろしいですか。

○B委員                    全体数というのはどのくらいなのですか。もし正確な数を把握されていなければ、1,000 人よりもかなり多いのか、少し多い程度なのか教えていただけますか。

○事務局                    正確な人数は把握していないのですが、大体 1 歳当たり 500 人くらいで、年齢が高くなるにつれて少し多くなるという傾向ですので、大体 5,000 人くらいの方ということになると思います。

○会 長                    よろしいですか。他このアンケートについてご質問等があればお願いいたします。

○D委員                    小学生の問い 12 番、中学生の問い 13 番ですけれども、北広島市内にある子どもが相談できるところのうち、あなたが知っているところという質問で 7 つ書かれています。法務省全国共通のフリーダイヤルで子どもの人権 110 番、誰にも相談できないで一人で悩んでいる子はここに相談してくださいという電話番号なのですけれども、これを是非入れてほしいと思います。

○会 長                    はい、事務局お願いいたします。

○事務局                    記載しているのは市内にあるところということで出していますけれども、入れさせていただきたいと思います。

○会 長                    他ご意見ございますか。お願いします。

○C委員                    中学生と小学生を比較して、中学生以上に自己肯定感、問いの 7 番が入っているのですけれども、小学生にはなぜ入っていないのか理由を教えてください。

○事務局                    設問の量の都合と、文字の大きさの都合で割愛した部分で、札幌市の方でもこちらは小学生の分には掲載していなかったもので、そういう形で

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

全体の分量を考えて、今回は落とさせていただいたというところです。

○会 長            はい、お願いします。

○C委員            子どもの権利条例を作ったときにもアンケートを取ってしまして、小学生から中学生になると、他の自治体でもそうなのですが、年齢が上がるにつれて自己肯定感が低くなるというデータが出ています。北広島の場合は、中学生でも自己肯定感はそんなに低くなっていなかったという結果が出ていたのですが、それももう 5 年以上前の話ですので、比較にはなるのではないかと思ったのですが、必要ないのかちょっとわからなかったものですから。

○B委員            あわせてよろしいでしょうか。答える量として多いのでカットしているということですが、これだけたくさんの聞くのであれば、一つ増えても変わらないと思います。子どもがこのアンケートを見て、読んで、書くことを考えたら質問が一つ増えたとしても大きな違いはないと思うので、私は是非入れた方がいいと思います。

○会 長            はい、ありがとうございます。事務局お願いいたします。

○事務局            わかりました。そちらの方、お子さんがわかるよう表現を変えて反映させていただきたいと思います。

○会 長            はい。他アンケートについてありますか。お願いします。

○C委員            中学生用の問いの 17 番、パソコンや携帯電話でインターネットをしていますかというところで、最近の中高校生は携帯電話やパソコンというより、スマホをもっている方が多いと思うのですが、スマホというのを加えた方がいいのではないのでしょうか。

○会 長            はい、事務局お願いいたします。

○事務局            いわゆるガラパゴス携帯とスマートフォン、両方合わせて本来携帯電話ですから、スマートフォン含むというような形で記載させていただきます。

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

- 会 長                   これを実施するのはいつの予定ですか。
- 事務局                   今回ご審議いただきましたので、修正をして、なるべく来月の早いうちに郵送したいと考えております。
- 会 長                   アンケートに関して他にございますか。
- C委員                   札幌市のデータを見ていないのでわからないのですが、中学生、高校生は市のホームページを見ていないのではないかと予想できますが、啓発活動に使用するためにこの項目を聞くということなのですけれども、この項目は必要でしょうか。
- 会 長                   事務局お願いいたします。
- 事務局                   そこも再確認させていただきたいという部分もありますし、見てないのであればどうするかというの、こちらとしては考えなければならぬ部分でありますので、逆に言うと今回見ていただく工夫というのも出てくるであろうと。実際に市のメールアドレスなりで情報を送ってくださる方もいらっしゃるわけですから、そういうところで見たらっしゃる方も多少はいるだろうというところはあります。その辺はこちらとしてもこのデータを見ながら考えていきたいなと思っております。
- 会 長                   では先ほどの 7 番の自己肯定感の部分、それから 17 番のホームページの部分については足すということによろしいですか。それでは 4 番目の方はよろしいですね。
- 5 番目のその他、子どもの権利のイメージキャラクターについて、お願いいたします。
- 事務局                   今回、子どもの権利についてお子さんに再認識していただく機会を設けようと、イメージキャラクターの募集をさせていただきました。今日までが提出期限ということで、メールでも来ていますので、今日夜いっぱいまでは待ってみようと思っておりますが、このキャラクターにつきましては、子どもの権利相談カード、11 月にお配りしていますけれども、そちらの相談カードに今暫定的なキャラクターを入れておりますので、

## 平成 26 年度 第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

そちらに使用させていただいたり、相談のときの資料等に使用させていただいて啓発を図っていきたいということを考えてございます。

応募の状況ですけれども、120 件以上応募が来ております。こういうのはあまり来ないのかなと思っておりましたが、かなりの応募が来て、私達も非常に嬉しい状況になっております。それで、120 件全部審査していただくというのは時間的な都合もありまして難しいと思いますので、一度こちらで 10 点前後ほどに絞らせていただいた上で、次回の委員会でお配りして、採点していただこうと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。キャラクターが決まりましたら、11 月にお配りするカードにそちらを入れたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○会 長

ありがとうございます。学校としても努力されたのでしょうか。それだけ学校の先生方も、子ども達に子どもの権利条例について少しでも意識してもらいたいということですね。120 件も集まったというのはすごいですね。

5 番目のその他、イメージキャラクターについては 120 件ほど来ているということ、本日締め切りだということ。それらについて意見ございませんか。

それでは 6 番目、最後閉会であります。

○C 委員

質問してよろしいですか。5 月 20 日付けの道新に、子どもの権利の相談件数について掲載されており、その中で、多分救済委員のことだと思うのですが、子ども権利相談窓口が設置されている市児童家庭課ということで、写真入りで載っていたのですが、みなさんご承知のとおり、児童家庭課に救済委員、相談員がいますよということで公表されてしまっているのです。例えば、保育園に通っている親御さんで、市の職員、児童家庭課の職員等そういう方とトラブルがあって、相談したいというときに、もちろん市の附属機関である救済委員ではありますけれども、そういうときに相談する場所がないということになってしまわないかと考えてしまいました。それで、相談窓口は市役所ですけれども、なるべく職員に聞かれないような場所で相談を受けていますよとか、もっと具体的に広報をしていただいた方が安心して相談できるのではないかとというふうに思いました。相談するところがありますよということで、直接来るか電話、メールというふうに書かれていたのですが、直

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

接子どもがきた場合、子どもの入りやすい場所になっているのか、他の自治体では例えば児童センターのように可愛く飾り付けをしてあって、入りやすくなっていたりするのですけれども、そういうところはどうなっているのか教えていただきたいです。

○会 長                   事務局お願いいたします。

○事務局                   まず相談の体制なのですが、専用電話を設けておきまして、コードレスになっておりますので、持ち歩いて部屋に入るなど他の方が聞けないような状況になっております。その広報につきましては、もう少し考えていきたいと思っております。それからお子さんが来る体制ということで、今庁舎がこういう状況ですので、なかなか部屋も取りづらいという状況になっております。そういうこともございまして、今回巡回相談を行うということで、子育て支援センターと児童センターの相談室を使いまして、相談を行っていきこうということで計画しております。そちらの方も今回広報等で流させていただきますので、そういうところで相談を受けさせていただければと思います。

○会 長                   よろしいですか。他お願いします。

○D委員                   これはどこに相談したらいいのかわからないのですけれども、毎年、社会福祉協議会で各種相談窓口の相談員の交流会があって、ここ何年かいつも話題になるのが、相談窓口のネットワーク化です。ここに相談すればいいというのを教えてくれる、こんな悩みはどこに相談したらいいのかというのを、1本の窓口が全部捉えていて、社協に関する相談窓口でも、市の方の相談窓口にも案内してくれるような、そういう場所ができないのかということです。相談をたらいまわしにしているようなときもありますので、それは社協か市の方かというみんなで話し合うのですけれども、そういうところができたらいいなというのがあがっています。

○会 長                   はい、事務局お願いいたします。

○事務局                   以前から市役所の中でも、ワンストップサービス、総合相談窓口でそこで全て済むようにできないかという検討はしているのですけれども、

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

やはり専門的なことが出てきますので、結果的に色々な部署に関わってしまうというのがあります。単に仕分けをすればという問題ではないので、検討はしていてもなかなか難しいというのがわかっていまして、それであれば来ていただいた方にはその場にいていただいて、内容によって担当者が代わるとか、そういった中で相談をしていただくということは行っています。社会福祉関係、生活の困りごとなど、いろいろな相談窓口がありますけれども、どこにということであれば、市役所でまずは相談をしていただきたいと思います。健康、生活の問題、お金のこと、もしくはトラブルのことなど、いろいろな問題がありますけれども、知識のある職員が対応しておりますので、その辺はまず市役所に相談をしていただいて、それから社協ですとか、専門的なところをご紹介すると行った形になっています。ただ、ワンストップサービスということに関しては、今検討しておりますけれども、非常に難しいといったところです。

○D委員                   是非難しいところを何とかお願いいたします。

○会 長                   昔施設に勤めていたときに相談を受けていたのですが、そのときにたらい回しにされるというお話をされたことがありましたけれども、相談者自身が不安でしかたなくて、自分でたらい回しのようにしていることもあります。ですから機関だけの問題ではなくて、相談者本人の問題もありますよね。児童家庭支援センターで仕事をしていたのですけれども、全道に 13 か所あって、全体の会議の中で相談の話が出たとき、よくよく聞いていくと 1 つのケースなのです。あの家庭相談室はこうやって言ったけれども違うところはどうやって言うのだろうかとか、相談をしているけれど不安でしかたなくて、特に育児の場合が多いと思うのですけれども、相談者自身がたらい回しを自分でしている。そういうようなケースもあります。その見極めというのは大変ですので、ある意味では関係機関の連携というのは当然必要となってきますよね。

では、その他何かございますか。

○F委員                   先ほど子どもの権利条例についての啓発、広報活動の進捗状況ということで、今そのイメージキャラクターの募集をしているということなのですが、今年度あと他に何か啓発していくために予定していることがありましたら教えていただきたいのですが。

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

- 会 長                    はい。事務局お願いいたします。
- 事務局                    今年度から出前講座の一項目で子どもの権利の項目を設けさせていただいております。こちらの方から出向いて行って説明をさせていただくということになります。
- それから 11 月には広報を予定しておりますので啓発させていただくと、カード、ポスターを各施設に配布をいたしまして啓発をしていきます。
- 今回推進計画を作っておりますので、この推進計画が始まって何かできるものがもしあればと考えていますが、今年度はその前段階ですので、そういう状況で動いているところです。
- C 委員                    11 月に何をなさるのですか。
- 会 長                    はい、事務局から。
- 事務局                    11 月は児童虐待防止月間と子どもの権利月間ですので、広報紙で特集を組むということです。
- 会 長                    今年も 11 月の虐待防止月間は講演会をされるのですか。呼ぶ先生はもう決まっているのですか。
- 事務局                    講演会につきましては今年もやりたいということで、現在講師調整中で、まだ決まってはおりませんが、計画しております。
- 会 長                    他ございますか。
- G 委員                    今の啓発のことにに関してなのですが、子どもの権利条例というのは当事者自身もちろん知ることが必要なのですけれども、子どもの権利を大人が知ることがより一層大事なのではないかと思えます。なので、出前講座とか、広報やカード、ポスター、キャラクターというのも目に留まる一つだと思いますけれども、子どもを持つ大人だけでなく、子どもを持たない大人に対しても、もっと浸透していけるようなものがあればいいのではないかと思います。

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

○会 長                   事務局お願いいたします。

○事務局                    条例制定時に作りましたチラシ、リーフレットがあり、昨年度末にそれを見直して新しくしました。そちらの方は転入時に窓口でお配りしております。

                              それと、今回の巡回子どもの権利相談のときに、紙芝居を用意しまして、他の市で作ったものをご好意で使っていいということで承諾をいただいているものがあるのですが、そちらを使って啓発したいなというふうに考えております。

○会 長                    他ありますか。お願いいたします。

○F委員                    巡回子どもの権利相談について、もう少し具体的に教えていただきたいのですが、もう始まっているのですか。

○会 長                    事務局お願いいたします。

○事務局                    詳しくは9月15日号の広報に載るのですが、9月の下旬から試行的に、実際どのくらいの相談がくるのかということもありますけれども、始めさせていただこうというふうに考えております。3 児童センターと子育て支援センター、4 カ所を回りますして、1 日 1 か所になりますけれども、そういう形で相談を受けていくというふうに考えております。時間帯は、その施設の開館時間等もありますので、若干動く分がありますけれども、相談室での相談とともに、先ほどお話をしましたように、お子さんと一緒に遊ぶ中で仲良くさせていただいて、相談を引き出すというか、顔見知りにならないとなかなか悩み事も打ち明けないということもありますので、そういう形で相談を受けやすくする体制を構築するということと、先ほどお話しました紙芝居等を使って、子どもの権利とはという部分をこちらの方からお子さん向けにお話をしていくということを今考えております。

○会 長                    はい、よろしいですか。他ございますか。お願いいたします。

○D委員                    紙芝居に興味があるのですけれども、どのような感じのものですか。

**平成 26 年度**  
**第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

- 事務局           紙芝居につきましては、多治見市で作っているものを使わせていただくということになっております。今持ち合わせがないので詳しい内容についてはお話できないのですが。
- B委員            今度ここで見せてください。
- 会 長            はい。後はよろしいですか。それでは第 2 回目の子どもの権利推進委員会を終わりたいと思います。  
最後に事務局の方から連絡ございますか。
- 事務局            次回なのですけれども、ちょっと日程がまだ流動的で申し訳ありません。9 月末から 10 月頭くらいで考えておりますので、またなるべく早めに連絡したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- 会 長            ありがとうございます。次回については、9 月末から 10 月頭にかけて行うということで。またご連絡をいただけるということですね。  
今回非常に活発にたくさん意見を出していただきましてありがとうございます。  
それではこれで第 2 回目の子どもの権利推進委員会を終わります。ありがとうございました。